

震災対策編

目 次

震災対策編

第1章 総 則.....	1
第1節 計画作成の趣旨.....	1
第1 計画の目的.....	1
第2 計画の性格.....	1
第3 大泉町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等....	1
第2節 防災の基本理念.....	2
第1 周到かつ十分な災害予防.....	2
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策.....	2
第3 適切かつ速やかな災害復旧・復興.....	2
第3節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	3
第4節 大泉町の地震環境.....	4
第1 町周辺の活断層.....	4
第2 群馬県における地震被害.....	4
第3 過去の災害.....	4
第5節 被害の想定.....	6
第1 想定した地震.....	6
第2 被害の想定.....	6
第3 減災目標.....	8
第2章 災害予防.....	9
第1節 地震に強いまちづくり.....	10
第1 町土の保全.....	10
第2 地震に強いまちづくりの推進.....	10
第3 建築物の安全化.....	11
第4 ライフライン施設等の機能の確保.....	12
第5 液状化対策.....	12
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	13
第1 避難誘導體制の整備.....	13
第2 情報の収集・連絡体制の整備.....	14
第3 通信手段の確保.....	15
第4 職員の応急活動体制の整備.....	15
第5 防災関係機関との連携体制の整備.....	15

第6	防災中枢機能等の整備.....	15
第7	救助、救急及び医療活動体制の整備.....	15
第8	救助、消火活動体制の整備.....	15
第9	緊急輸送活動体制の整備.....	16
第10	避難収容活動体制の整備.....	17
第11	食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	17
第12	広報・広聴体制の整備.....	17
第13	二次災害の予防.....	17
第14	複合災害対策.....	18
第15	防災訓練の実施.....	18
第16	帰宅困難者対策.....	18
第17	災害廃棄物対策.....	20
第18	罹災証明書の発行体制の整備.....	21
第3節	住民等の防災活動の促進.....	22
第1	防災思想の普及.....	22
第2	住民、事業所等の防災活動の環境整備.....	26
第3	ボランティア活動の環境整備の促進.....	26
第4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	26
第4節	要配慮者等の安全確保.....	27
第3章	災害応急対策.....	28
第1節	発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保.....	28
第1	地震情報の収集・連絡.....	28
第2	災害情報の収集・連絡.....	30
第3	通信手段の確保.....	30
第2節	活動体制の確立.....	31
第1	災害対策本部の設置.....	31
第2	災害対策本部の組織.....	31
第3	災害警戒本部等の設置.....	31
第4	職員の非常参集.....	32
第5	広域応援の要請等.....	35
第6	県防災ヘリコプターの要請.....	35
第7	自衛隊への災害派遣要請.....	35
第3節	救助・救急、医療及び消火活動.....	36
第1	救助・救急活動.....	36
第2	医療・助産活動.....	36
第3	消火活動.....	36
第4節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	39
第1	緊急輸送活動.....	39

第2	交通応急対策.....	39
第5節	避難収容活動.....	41
第1	避難・救助活動.....	41
第2	指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営.....	43
第3	応急仮設住宅等の提供.....	46
第4	広域的避難収容.....	47
第5	広域避難者の受入れ.....	47
第6節	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	48
第1	食料の供給.....	48
第2	飲料水の供給.....	48
第3	生活必需品等の供給.....	48
第7節	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....	49
第1	防疫・保健衛生.....	49
第2	清掃活動.....	49
第3	障害物の除去.....	49
第4	行方不明者の搜索及び遺体の処置.....	49
第8節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	50
第1	広報活動.....	50
第2	広聴活動.....	51
第9節	施設、設備の応急復旧活動.....	52
第1	施設、設備の応急復旧.....	52
第2	公共土木施設の応急復旧.....	52
第3	電力施設の応急復旧.....	52
第4	ガス施設の応急復旧.....	52
第5	上下水道施設の応急復旧.....	52
第6	電気通信設備の応急復旧.....	52
第10節	二次災害の防止活動.....	53
第1	水害対策.....	53
第2	建築物・構造物の倒壊.....	53
第3	空家の二次災害対策.....	53
第4	危険物、有害物質等による二次災害対策.....	54
第11節	自発的支援の受入れ.....	55
第1	ボランティアの受入れ.....	55
第2	義援物資、義援金の受入れ.....	55
第12節	その他の災害応急対策.....	56
第1	要配慮者利用施設の災害応急対策.....	56
第2	学校の災害応急対策.....	56
第3	文化財施設の災害応急対策.....	59

第4	動物愛護.....	59
第5	労働力の確保.....	59
第6	災害救助法の適用.....	59
第4章 災害復旧・復興.....		60
第1節	復旧・復興の基本方向の決定.....	60
第2節	原状復旧.....	60
第3節	計画的復興の推進.....	60
第4節	被災者等の生活再建の支援.....	60
第5節	被災中小企業等の復興の支援.....	60
第6節	公共施設の復旧.....	61
第7節	激甚災害法の適用.....	61
第8節	その他の被災者保護.....	61

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、大泉町防災会議が策定するものであり、町の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震から守ることを目的とする。

さらに、住民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、市町村間の応援体制の整備等について定め、初期の目的を達成しようとするものである。

第2 計画の性格

町内の地域にかかわる災害に関し、地震以外の災害については「風水害等対策編」に定めるところであるが、地震は一般に予知することが困難であり、その被害は突発性、広域性を有し火災等二次災害の発生といった特徴がある。

このような地震災害の特徴と社会的影響の大きさにかんがみ、この計画を「大泉町地域防災計画」の「震災対策編」として策定する。

第3 大泉町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「大泉町国土強靱化地域計画」(令和4年3月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の町計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、大泉町国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

を踏まえ、大泉町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災の基本理念

第1 周到かつ十分な災害予防

風水害等対策編第1章第2節第1「周到かつ十分な災害予防」を準用する。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策

風水害等対策編第1章第2節第2「迅速かつ円滑な災害応急対策」を準用する。

第3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

風水害等対策編第1章第2節第3「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を準用する。

第 3 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

風水害等対策編第 1 章第 3 節「防災関係機関の事務又は業務の大綱」を準用する。

第4節 大泉町の地震環境

地震防災対策を講じる上で、地域の地震環境を把握しておくことは重要であることから、町の地震環境を検討する。

第1 町周辺の活断層

一般に、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層といい、全国に約2,000箇所存在する。

活断層は、陸域の浅い地震を引き起こすことがあり、濃尾地震(1891年、M8.0)や阪神・淡路大地震(1995年、M7.3)が典型例である。

「地震調査研究推進本部(2005年)」等によれば、町周辺には次の活断層が確認されている。

第2 群馬県における地震被害

群馬県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては1931年(昭和6年)の西埼玉地震(マグニチュード(M)6.9)がある。この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変異が認められないことから、この断層帯の固有地震(断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震)ではないと考えられている。

また、『類聚国史』に記載のある818年(弘仁9年)の地震(>M7.5)では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野(こうずけ)・下野で被害があった。

地震をもたらした活断層については特定されておらず、関東平野北西縁断層帯主部の活動との関連性についての詳細は不明である。地震の規模や震源の位置に不確実性が高いが、その当時、北関東周辺にM7.5以上程度の大地震が合ったことから、北関東においても巨大地震が発生する可能性は否定できない。

第3 過去の災害

1 地震

県に被害をもたらした主な地震は、次のとおりであるが、県を震源とする被害地震は少ない。

1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

震災対策編 第1章 総則

発生年月日	地震名 (震源)	M マグニチュード	震度	被害状況(県内)
1916. 2. 22 (大正5)	— (浅間山麓)	6. 2	前橋3	家屋全壊7戸、半壊3戸一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東大地震 (小田原付近)	7. 9	前橋4	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和6)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6. 9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震 (新潟県沖)	7. 5	前橋4	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成8)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5. 4	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6. 8	高崎・沼田・北橘・片品5弱 宮城・昭和・白沢・富士見・赤堀4	負傷者6人 家屋一部損壊1,031戸
2011. 3. 11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震	9. 0	桐生6弱 前橋・高崎・沼田・太田・渋川・大泉・邑楽・千代田・明和5強	死者1人、負傷者41人 住宅半壊7戸 住宅一部損壊17,246戸
2018. 6. 17 (平成30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	渋川5弱 前橋・桐生・伊勢崎・沼田・吉岡・東吾妻	住宅一部損壊4棟

第5節 被害の想定

1995年(平成7年)阪神・淡路大震災、平成16年(2004年)新潟県中越地震、平成19年(2007年)新潟中越沖地震、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震、平成23年(2011年)3月11日には、東北地方太平洋沖地震(マグニチュード(M)9.0などの大規模地震が発生し、災害調査の結果から多くの教訓や課題が明らかにされている。)

明治時代以降、群馬県では大規模地震の発生は無い。しかし、過去には強い地震が生じたことを示す痕跡があることから、県内も大規模地震の発生に対して全く無縁な地域でないことを示している。

「群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)」によると、県内に大きな地震が発生した場合を想定し、県内各地の揺れや各種の被害、影響を科学的に予測するもので、調査結果は次のとおりである。

第1 想定した地震

この調査では、被害予測を行う想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合には大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する次の3つの活断層(帯)とした。

想定地震名	規模(M)	大泉町の震度	震源断層モデルの長さ(km)	震源断層モデルの深さ(km)	地震のタイプ
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	6強	82	5	活断層による地震
太田断層による地震	7.1	6強	24	2	活断層による地震
片品川左岸断層による地震	7.0	4	20	2	活断層による地震

(注) 想定地震については、現実には地震の発生が差し迫っているものではない。

第2 被害の想定

上記の想定地震によって想定される本町の人的被害及び物的被害は、次のとおりである。これらの被害は、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ずこれらの被害が発生することを示すものではない。

なお、片品川左岸断層による地震によって想定される本町の人的被害及び物的被害については、被害の発生のおそれがないため明記しない。

1 人的被害

項 目		想定地震ごとの被害		備 考
		関東平野北西 縁断層帯主部	太田断層	
死者	冬5時	20人	27人	建物被害、屋内収容物の転倒、落下、ブロック塀倒壊、自動販売機転倒、屋外落下物、火災に伴う死傷者数
	夏12時	36人	39人	
	冬18時	29人	33人	
負傷者	冬5時	384人	450人	
	夏12時	363人	402人	
	冬18時	350人	396人	
負傷者のうち 重傷者	冬5時	30人	39人	
	夏12時	31人	35人	
	冬18時	31人	37人	
避難者		15,387人	15,615人	地震発生1日後
(うち乳幼児)		941人	955人	
(うち高齢者)		2,598人	2,637人	
帰宅困難者		6,130人	6,130人	

2 物的被害

項 目			現況	想定地震ごとの被害		備 考
				関東平野北西 縁断層帯主部	太田断層	
建 物	全 建 物	全壊	17,904棟	369 棟 2.06%	467 棟 2.61%	
		半壊		1,754 棟 9.76%	2,034 棟 11.36%	
火 災	出 火 件 数	冬5時		1 件	1 件	
		夏12時		1 件	1 件	
		冬18時		2 件	3 件	
	焼 失 棟 数	冬5時		0 棟	0 棟	
		夏12時		0 棟	0 棟	
		冬18時		5 棟	5 棟	
ライフライン施設	上 水 道	被害箇所数	176.9km	179箇所	175箇所	地震直後
		被害率 (箇所/km)		1 箇所	1 箇所	
		断水世帯数		15,691世帯	15,664世帯	
	下 水 道	被害延長	70.1km	2.98km	2.78km	
		被害率		4.25%	3.97%	
		被災人口		359人	336人	
	都市 ガス	供給停止件数	261件	0件	261件	
		供給停止率		0.00%	100.0%	
	LP ガス	被害件数	17,000件	163件	177件	
		被害率		0.96%	1.04%	

電力施設	電柱被害率	冬5時		0.5%	0.6%	
		夏12時		0.5%	0.6%	
		冬18時		0.5%	0.6%	
	停電率	冬5時		5.3%	6.9%	
		夏12時		5.3%	6.9%	
		冬18時		5.3%	7.0%	
	電話電柱	被害本数	4,083本	21本	26本	
被害率			(0.5%)	(0.6%)		
電話回線	不通回線数	16,115回線	74回線	92回線	冬 18 時	
	不通率		0.5%	0.6%		
廃棄物量(トン)				11.1万 t	12.9万 t	

(注) この被害想定は、あくまでも想定される地震(必ず発生する地震ではない。)に対し、最新の知見をもとに、現在、群馬県が可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出し、地震防災対策上の観点から想定したものである。

実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。(「群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)」より作成)

第3 減災目標

本町は比較的災害が少ないといわれる地域にあるが、大規模な地震が発生しないという保障はなく、いったん発生すればその被害は甚大なものとなる可能性がある。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では多くの尊い命が失われ、改めて自然の猛威を見せつけられた。しかし同時に、防災に対する様々な課題や教訓を得られることとなった。今後はこれらの教訓を活かし、いつ発生するかわからない大規模地震に対してもしっかりとした備えをしていく必要がある。

そのため本町では、「災害から町民の生命、身体、財産を守ることを基本とし、防災意識を高めて誰でも安心して居住することのできる、災害に強い町」の実現を目指し、いざというときに地域全体で協力し合えるまちづくりを推進する。

第2章 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる町土をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する。
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する。
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。

なお、本計画においては、「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)(内閣府)」に定められた避難情報である、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」をまとめて「避難指示等」とする。

第1節 地震に強いまちづくり

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

地方公共団体は、災害対策基本法第8条により、治山、治水その他の町土の保全に関する事項、建物の不燃堅ろう化その他まちの防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項等の実施に努めることとされている。

このため、町は、防災関係機関と連携を図り、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1 町土の保全

担当 防災総括班

町は、危険箇所を調査把握し、危険区域における住宅等の安全立地に努めるとともに、県に災害防止工事を要請し、地震に伴うがけ崩れ等の地盤災害の予防を図るものとする。

1 住宅等の安全立地

町は、危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に防止するなど住宅等の安全立地に努めるものとする。

2 災害防止工事の促進

町は、危険箇所が新たに発見された場合対策を講じるとともに、県に報告し、人家、公共施設の多い重要箇所から、逐次防止工事を実施するよう県に要請するものとする。

第2 地震に強いまちづくりの推進

担当 防災総括班

1 地震に強いまちづくりの推進

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 都市防災構造化推進事業の利用

町は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- (1) 災害危険度判定等調査事業
- (2) 住民等のまちづくり活動支援事業

第3 建築物の安全化

担当 都市建設班

町は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第7項に基づき策定した大泉町耐震改修促進計画により、計画的に建築物の耐震化の向上に努めていく。

特に、公共建築物は、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる等、防災上重要な機能を有している。そのため、これら防災上重要な公共建築物の耐震性を確保することは極めて重要である。そこで、あらたに公共建築物を建設する場合は、耐震設計・施工とし、既設の建築物については、耐震性を調査し、耐震性に疑問のある建築物については、耐震改修を促進するものとする。

1 公共建築物の耐震診断等

避難所に指定されている公共建築物について、特に昭和56年の建築基準法施行令改正前に建築されたものについては、耐震診断・改修を進めるものとする。また、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

2 一般建築物の耐震性の向上促進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務づけされていない。したがって、老朽化等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

また、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、町は、広報紙等を通じて住民にこれを周知し、耐震診断の積極的な普及・啓発を図るものとする。

3 応急危険度判定士の派遣要請

町は、地震により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるかどうか、また大地震発生後における同等の地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定をする応急危険度判定士の派遣要請等について、あらかじめ県と協議しておくものとする。

4 落下物防止対策

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、広報紙等により窓ガラス、看板等の落下物

防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

5 倒壊防止対策

町は、住民に対し、広報紙等によりブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行うとともに、特に避難路沿いにある危険なブロック塀の所有者又は管理者に対し、作り替えや生け垣化等を奨励するものとする。

6 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

第4 ライフライン施設等の機能の確保

担当 防災総括班、住民経済班、都市建設班

風水害等対策編第3章第1節第5「ライフライン施設等の機能の確保」を準用する。

第5 液状化対策

担当 防災総括班、都市建設班

1 公共施設等における液状化被害の防止

町及び病院等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

町は、個人住宅等の小規模建築物についても、一般住民に対し液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

災害時の備えとして、町、県及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、町は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

また、町は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)の実施である。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示及び緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

町は、避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1 避難誘導体制の整備

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班、消防班

風水害等対策編第3章第2節第1「避難誘導体制の整備」を準用する。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

担当 防災総括班

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

町は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 町は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な体制を整備するものとする。
- (2) 町は、防災行政無線、J-A L E R T (全国瞬時警報システム)、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (3) 町、県及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (4) 町と県危機管理課は連携し、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

町は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかにインターネット等による情報収集体制を整備するものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制の整備

市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第3 通信手段の確保

担当 防災総括班、財務班

風水害等対策編第3章第2節第5「通信手段の確保」を準用する。

第4 職員の応急活動体制の整備

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第3章第2節第6「職員の応急活動体制の整備」を準用する。

第5 防災関係機関との連携体制の整備

担当 防災総括班

風水害等対策編第3章第2節第7「防災関係機関との連携体制の整備」を準用する。

第6 防災中枢機能等の整備

担当 防災総括班、健康福祉班、都市建設班、教育班

風水害等対策編第3章第2節第8「防災中枢機能等の整備」を準用する。

第7 救助、救急及び医療活動体制の整備

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、

風水害等対策編第3章第2節第9「救助、救急及び医療活動体制の整備」を準用する。

第8 救助、消火活動体制の整備

担当 防災総括班、消防班

1 消防力の整備

町は、次により消防力の強化に努めるものとする。

(1) 消防組織の拡充、強化

「消防力の整備指針」に適合するよう消防組織の拡充、強化に努めるものとする。

(2) 消防施設等の整備、強化

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防施設等の整備について、年次計画を立てその強化を図るものとする。

特に、消防水利については、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、耐震性貯水槽、河川、湖沼等の水利体制の確立を図るものとする。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

大泉消防署の協力を得て、消防法第7条の規定に基づく建築同意制度を効果的に運用し、建築面からの火災予防の徹底を図るものとする。

(2) 一般家庭に対する指導

ア 地震時における火災防止思想の普及に努めるものとする。

イ 自主防災組織等の単位で研修会を開くなどして、消火に必要な技術等を教育するものとする。

(3) 予防査察等による指導

大泉消防署は、防火対象物の状況を把握し、地震時の防火安全対策について、関係者に対し予防査察時に指導するものとする。

3 初期消火

町は、消防機関と連携して地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

なお、事業所等に対しては、防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練を指導し自衛消防の強化を図るものとする。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、大泉消防署は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救助活動、救急活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県危機管理課を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第9 緊急輸送活動体制の整備

担当 防災総括班、財務班、都市建設班、教育班

風水害等対策編第3章第2節第10「緊急輸送活動体制の整備」を準用する。

第10 避難収容活動体制の整備

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班

風水害等対策編第3章第2節第11「避難収容活動体制の整備」を準用する。

第11 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

担当 住民経済班

風水害等対策編第3章第2節第12「食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」を準用する。

第12 広報・広聴体制の整備

担当 防災総括班、企画班

風水害等対策編第3章第2節第13「広報・広聴体制の整備」を準用する。

第13 二次災害の予防

担当 防災総括班、住民経済班、都市建設班、消防班

1 被災建築物の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 県建築課は、大地震発生後における同等の地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (2) 県(河川課・砂防課・森林保全課・農村整備課)は、地震後の降雨等による洪水等の二次災害を防止するため、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとする。
- (3) このため町は、災害時における二次災害の防止のため、危険度判定を行う場合は、県に対し、応急危険度判定士の派遣を求めるものとする。

2 危険物等による被害の防止

町は、消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者に対し、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うよう指導するものと

する。

第14 複合災害対策

担当 防災総括班

風水害等対策編第3章第2節第15「複合災害対策」を準用する。

第15 防災訓練の実施

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班
--

風水害等対策編第3章第2節第16「防災訓練の実施」を準用する。

第16 帰宅困難者対策

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、教育班

通勤や通学、買物及び観光などの出先で震災に遭遇し、交通機関や道路網が被災した場合に、自宅に帰ることができない人を「帰宅困難者」と呼んでいる。

1 帰宅困難者の想定

本町では、地理的、社会的条件から発生する帰宅困難者は次のケースが考えられる。

- (1) 自家用車の保有率が高く多くの人々が、通勤、通学、買物等に自動車を利用して
いる。そのために道路や橋梁が被災し道路交通網が断絶したことにより帰宅困難者
が発生する。
- (2) 通勤、通学に鉄道、バスの公共交通機関の利用者に対しては、交通機関の停止に
より帰宅困難者が発生する。
- (3) 本町周辺は、有機的に道路網が巡らされているため、通勤、通学、買物等の往来
が盛んである。そのため、住民が他県で被災する場合が想定される。
- (4) 旅行者等が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

2 予測される事態

(1) 群集の発生

震災に伴い心理的な動揺が発生することになるが、特に外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な不安が一段と増大するものと思われる。特に事業所や学校等の組織に属していない人々は、帰属する場所がないことから無統制な群集となってパニック発生の要因になることが予想される。

(2) 安否確認電話の集中

阪神・淡路大震災では、安否確認のためピークには、平常時の50倍の電話が集中し、電話がかかりにくい状態になった。また、携帯電話の普及からさらに輻輳が予想される。

そして、家族の安否確認ができるか否かによって、帰宅困難者の行動パターンは、大きく変わるものと予想される。

(3) 自動車内待機者の発生

通勤、通学、仕事、買物等多くの自動車利用者がいると思われるが、道路・橋梁等は被災し通行不能となり、また耐震構造で通行可能な幹線道路は、緊急車両優先のため厳しい規制下となる。そのため僅かな通行可能な道路には、車両が集中し渋滞が発生し、車中で過ごす人々が発生すると予測される。

(4) 帰宅行動の開始

鉄道、バスの運行停止、また自動車での帰宅が不可能になった場合には、徒歩での帰宅者が発生することが予測される。また、前述の車内待機者も途中で自動車を乗り捨て、徒歩で帰宅することが考えられる。このことから、徒歩帰宅者は、時間の経過とともに多数発生していくものと思われる。

(5) 帰宅困難者の発生

交通の途絶により、自宅が遠隔なため即時帰宅をあきらめ、事業所内での残留を決意する人や、一度は、徒歩で開始したものの、途中帰宅が困難になり、保護が必要となる人の発生が予想される。

(6) 公的施設や民間施設等への集中

帰宅困難者の中には、地域の公共機関や大規模民間施設を安全性が高く、かつ一時休息や情報収集ができる場所として捉え、数多くの人が保護や情報等の提供を求めて集まってくることが予測される。

3 帰宅困難者に対する対策

(1) 普及啓発

町は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者に成りうることを広報する。そして、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図るものとする。

(2) 一時避難施設の提供

町は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所や新たに避難施設を設けるなど、一時避難施設の提供に努めるものとする。

(3) 備蓄物資の確保

町は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する

情報を防災拠点における張り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

町は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間業者にも協力を求めるものとする。

4 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

5 各学校の取組

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

第17 災害廃棄物対策

担当 都市建設班

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 町、県施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。

- (2) 町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、太田市外三町広域清掃組合にて、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画に基づき処理を行うものとする。
- (4) 町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

第18 罹災証明書の発行体制の整備

担当 財務班

風水害等対策編第3章第2節第18「罹災証明書の発行体制の整備」を準用する。

第3節 住民等の防災活動の促進

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、教育班

災害から住民の生命、身体及び財産を守るとは、町に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発生時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

特に発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間に、ある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、「地震発生時に、初期消火を行う」「近隣の負傷者・災害時要援護者を救出・救助する」「行政が行う防災活動に協力する」など防災に寄与することが求められる。

したがって、町は、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1 防災思想の普及

担当 防災総括班、健康福祉班、教育班

総合的な震災対策を推進していくうえでは、防災関係機関及び住民が地震に対する十分な認識と震災対策に関する的確な知識を持ち、発災時の応急対策能力を高めることが重要である。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携し、防災知識の普及に努めるものとする。

1 防災知識の普及

(1) 普及の方法

- ア 広報紙、広報資料(パンフレットの配付、ポスターの掲示等)の活用
- イ 映画、スライド等の貸出し
- ウ 広報車の活用
- エ 講習会、展示会等の開催

(2) 広報の内容

防災知識の普及の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 町地域防災計画の概要
- イ 災害予防の概要
- ウ 災害時の心得
 - (ア) 地震情報の入手
 - (イ) 避難する場合の携行品
 - (ウ) 避難予定場所と経路等
 - (エ) 災害時に家庭で準備すべきもの

(オ) 被災世帯の心得ておくべき事項

2 住民に対する防災意識の高揚等

災害から住民の生命、身体、財産を保護することは、町に課せられた重要な使命であるが、災害対策の万全を期するためには、あわせて住民一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自らで守る」という防災意識の高揚を図ることが重要である。このため、町は次の事項について防災知識の普及及び防災意識の高揚に努めるものとする。

1 家庭内の危険防止

(1) 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

(2) 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

(3) ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

(4) 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃えやすい物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

(5) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

2 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

(1) 地震が起きたときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の避難は誰が責任を持つか。)

(2) 消火器具の備え付け及び使用方法

(3) 家族間の連絡方法

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所及び避難路の確認

(5) 安全な避難経路の確認

(6) 非常持出し品のチェック

(7) 自動車へのこまめな満タン給油

(8) 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

(9) 高齢者、障害者等要配慮者及び要言語支援外国人等の避難

(10) 地震情報の入手方法

(11) 愛玩動物との同行避難や指定緊急避難場所及び指定避難所での飼養についての準備

(12) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

3 非常持出し品の準備

(1) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)

(2) 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)

(3) 持病薬、お薬手帳、応急医薬品(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、トイレットペーパー等)

(4) 携帯ラジオ

(5) 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))

(6) 衣類(下着、上着、タオル等)

4 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

(1) 身の安全の確保

ア 机や椅子に身を隠す。

- イ 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
- ウ あわてて外に飛び出さない。
- (2) 火災を防ぐ
 - ア 火の始末をする。
 - イ 火が出たら初期消火に努める。
- (3) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- (4) 避難方法
 - ア 徒歩で避難する。
 - イ 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ウ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こりやすいので、すばやく判断し、避難する。
- (5) 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- (6) 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- (7) 自動車運転者のとるべき行動
 - ア 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - イ ラジオで災害情報を聞く。
 - ウ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - エ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- 5 正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。町役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- 6 電話に関する留意事項
 - (1) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (2) 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」を利用する。

3 学校教育による防災知識の普及

ア 町は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

イ 町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

4 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

5 防災訓練の実施指導

町は消防機関と協力して、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

6 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。また、要言語支援外国人等への適切かつ正しい情報伝達にも努めるものとする。

7 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものとする。

9 町は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

10 緊急地震速報の普及、啓発

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、町は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

参考：気象庁「緊急地震速報の心得」

第2 住民、事業所等の防災活動の環境整備

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班

風水害対策編第3章第3節第2「住民、事業所等の防災活動の環境整備」を準用する。

第3 ボランティア活動の環境整備の促進

担当 健康福祉班

風水害等対策編第3章第3節第3「ボランティア活動の環境整備の促進」を準用する。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

担当 防災総括班、住民経済班

風水害等対策編第3章第3節第4「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第4節 要配慮者等の安全確保

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、都市建設班、教育班、消防班

風水害等対策編第3章第4節「要配慮者等の安全確保」を準用する。

第3章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集、連絡及び通信の確保

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、大地震発生後における同等の地震の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 地震情報の収集・連絡

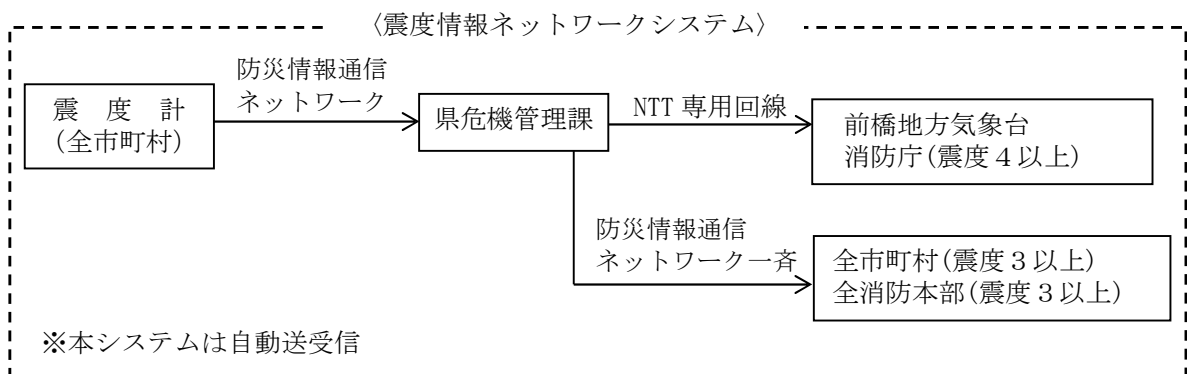
担当 防災総括班

1 震度情報収集及び連絡

(1) 震度情報通信ネットワークシステムによる震度情報の伝達系統

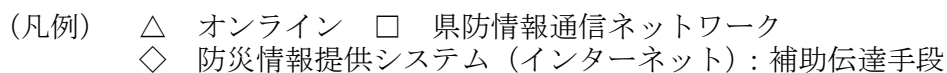
県危機管理課は、県内35市町村すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達する震度情報ネットワークシステムを構築している。

町は、このシステムにより震度情報を早期に把握し、初動体制を適切かつ迅速に配備するものとする。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン及び補助伝達手段としての「防災情報提供システム(インターネット)」により県危機管理課その他の機関に伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、



第2 災害情報の収集・連絡

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第2節第1「災害情報の収集・連絡」に定めるところによるが、地震災害に関する情報及び被害報告については、次のとおり定めるものとする。

1 情報の収集、伝達

町は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い（風水害等対策編第4章第2節第2「通信手段の確保」1（3）参照）、あるいは携帯電話を利用し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので災害時優先電話等により防災関係機関相互の回線を確保するものとする。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意するものとする。

資料編 ○災害時優先電話一覧

2 被害状況の報告

町は、町の区域内で震度4以上の地震が発生した場合は、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接国（消防庁）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、震度5強以上の地震が発生したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う（連絡先、様式については、風水害等対策編第4章第2節第1「災害情報の収集・連絡」3「報告の種別」参照）。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、確定報告にあつては、災害応急対策完了後10日以内に文書により県に報告する。

消防機関への119番通報が殺到した場合については、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

第3 通信手段の確保

担当 防災総括班、財務班

風水害等対策編第4章第2節第2「通信手段の確保」を準用する。

第2節 活動体制の確立

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1 災害対策本部の設置

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第3節第1「災害対策本部の設置」を準用するものとするが、災害対策本部の設置基準については次によるものとする。

- (1) 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- (2) 町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- (3) 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため町長が必要と認めたとき。

第2 災害対策本部の組織

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第3節第2「災害対策本部の組織」を準用する。

第3 災害警戒本部等の設置

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 町内に震度5弱の地震が発生したとき。

- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (3) 東海地震に関して大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に基づく警戒宣言が発せられたとき。
- (4) 震度にかかわらず町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整を図るため、総務部長と関係部長が協議の上必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務部長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

3 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第4 職員の非常参集

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、会計班、教育班、消防班

1 配備基準

災害対策本部を設置した場合の配備体制は次のとおりとする。

配備動員	配備基準	配備体制	配備要員
初動動員	・震度5弱の地震が発生したとき。	・災害警戒本部を設置し、情報の収集・連絡活動等を円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。	・課長以上の職員 ・安全安心課・土木管理課の職員
2号動員	・震度5強の地震が発生したとき。 ・相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	・災害対策本部を設置し、各班のほぼ半数の配備により相当規模の被害に対処し得る体制とする。	・係長以上の職員 ・総務部・多文化協働課・都市整備課・土木管理課・福祉課・高齢介護課の職員
3号動員	・震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・被害の規模等から見て町の総力を挙げて対応する必要があるとき。	・災害対策本部を設置し、全職員を挙げて大規模な災害に対処し得る体制とする。	・全職員

2 勤務時間外・休日等の配備体制

(1) 震度5弱又は5強の地震が発生した場合

震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統(風水害等対策編第4章第3節第4「職員の非常参集」)による動員の命令を待たずに、職員は自主的に参集するものとする。この場合の配備基準及び初動体制は、次のとおりとする。

ア 配備基準は、原則として上記1のとおりとする。

イ 初動体制は、主に被害調査を行うものとする。

(2) 震度6弱以上の大規模地震が発生した場合

震度6弱以上の地震が発生した場合の配備体制は、上記1(1)のとおりとし、次の手順に従って災害対策業務を行うものとする。

1	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、公共施設等に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各班長に報告する。 (2) 各班長(又は次席者)は被害状況を防災総括班に報告し、防災総括班長は本部長に報告する。
6	緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

(3) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長(災害対策本部長が登庁していない場合には、風水害等対策編第4章第3節第2「災害対策本部の組織」で定めた職務代理者)の指

揮により、次の優先順位により応急初動措置を行うものとする。

- ア 登庁職員の把握と任務付与
- イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員(伝令)の指名
- ウ 被害状態の把握(情報収集)
 - (ア) 職員の実査による収集
 - (イ) 大泉警察署からの収集
 - (ウ) 消防本部、消防署からの収集
 - (エ) 自主防災組織からの収集
 - (オ) 報道関係機関からの収集
 - (カ) 他市町村、県からの収集
 - (キ) 防災関係機関、関係団体からの収集
- エ 被害状況の報告・連絡、応援要請
 - (ア) 県、防災関係機関等への報告・連絡
 - (イ) 自衛隊、相互応援協定締結市町村等に対する応援要請

3 職員の動員

(1) 動員伝達方法

動員の伝達方法は、一般加入電話(携帯電話等を含む。)、電子メール等により行う。

(2) 自主参集

職員は、次の場合には自主的に町本部に参集するものとする。

- ア 震度5弱以上の地震が発生した場合
- イ 通信が途絶した際に、災害の発生を覚知した場合、又は登庁する必要があると判断した場合等

(3) 登庁場所

- ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。
- イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、避難所に指定されている公共施設等に参集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(4) 登庁の方法

登庁にあたっては震災の状況、道路状況等を適切に判断し通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮するものとする。

(5) 登庁時の留意事項

- ア 登庁にあたっては事故防止に十分に注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告するものとする。
- イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の参集状況を取りまとめ、防災総括班に報告するものとする。

(6) 登庁の免除等

ア 震災により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。

イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも参集することができない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

第5 広域応援の要請等

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第3節第5「広域応援の要請等」を準用する。

第6 県防災ヘリコプターの要請

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」を準用する。

第7 自衛隊への災害派遣要請

担当 防災総括班

風水害等対策編第2章第11節第5「自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

担当 防災総括班、財務班、健康推進班、消防班

風水害等対策編第4章第5節第1「救助・救急活動」を準用する。

第2 医療・助産活動

担当 防災総括班、健康福祉班

風水害等対策編第4章第5節第2「医療・助産活動」を準用する。

第3 消火活動

担当 消防班

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となつて多くの物的、人的被害をもたらすおそれがあるため、消防機関との連携や地域住民の協力により消防活動の効率的運用を図るものとする。

1 地震火災への対処

(1) 地震火災の特徴

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

ア 火災が、不意に、同時に多数発生すること。

イ 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。

ウ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。

エ 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

(2) 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は地域住民や自主防災組織等によって行われるものであるが、町は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼び掛けるものとする。

この場合は次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 火気の遮断

使用中のガス器具、石油器具、電気器具等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き取り、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。

イ 初期消火

火災が発生した場合は、消火器、くみおき水等で消火活動を実施する。

2 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、地震災害に伴う危険区域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行うものとする。

- (1) 住宅密集地等の火災危険区域
- (2) 浸水危険区域
- (3) 商業、工業地域の火災延焼拡大危険区域

3 消防活動体制

(1) 大泉消防署の活動計画

大泉消防署の活動計画は、太田市消防本部消防計画の定めるところによる。

(2) 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

ア 情報収集活動

直ちに火の見等を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、消防車両、携帯電話等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、町災害対策本部、大泉消防署、大泉警察署等に正確に伝達するものとする。

イ 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置(火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気ブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努めるものとする。

ウ 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を大泉消防署に協力して行うものとする。

エ 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送するものとする。

オ 避難誘導

避難指示等が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、町災害対策本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導するものとする。

4 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努めるものとする。

- (1) 使用中のガス器具、石油器具、電気器具等の火気を直ちに遮断する。

- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。
- (5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。
- (6) 地震発生直後は、大泉消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

5 応援要請

(1) 応援協定の活用

震災時においては、本町の消防機関のみでは対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の消防相互応援協定を十分活用するものとする。

なお、本町において締結している消防相互応援協定は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○消防相互応援協定書(館林地区消防組合)
○災害応援協定書(太田市)

(2) 県防災ヘリコプター等の出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の出動要請、自衛隊の派遣を要請するものとする。

県防災ヘリコプターの出動要請は風水害等対策編第4章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、自衛隊の派遣要請依頼は風水害等対策編第2章第11節第5「自衛隊の災害派遣要請」の定めるところによる。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

担当 防災総括班、財務班、都市建設班

第1 緊急輸送活動

担当 防災総括班、財務班、都市建設班

風水害等対策編第4章第6節第1「緊急輸送活動」を準用する。

第2 交通応急対策

担当 防災総括班、財務班、都市建設班

風水害等対策編第4章第6節第2「交通応急対策」に定めるところによるが、地震が発生した場合には次の点に留意して応急対策を実施するものとする。

1 被害状況等の把握

大地震発生後、道路の陥没、橋梁の落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに都市建設班を中心に道路の被害状況を調査する。また、警察、道路管理者及び各地区消防団等から交通規制状況、被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握するものとする。

2 運転者等のとるべき措置

町は、地震発生後、大泉警察署と連携して速やかに広報車等により車両運転者等に次の事項を広報するものとする。

(1) 走行中の車両運転者の措置

ア 地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動するものとする。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

(ア) できるだけ道路外の場所に移動するものとする。

(イ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアロックをしない。

- (ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車する。
- (2) 住民等のとるべき措置
避難のために車両を使用しない。

第5節 避難収容活動

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

第1 避難・救助活動

担当 防災総括班、健康福祉班、消防班

ここで定める事項については、風水害等対策編第4章第1節第2「避難誘導」、第4章第5節第1「救助・救急活動」及び第4章第7節第2「指定避難所の開設・運営」で定めるところによるものとするが、特に、地震発生後の各種災害から住民の安全を確保するため、被災者の救出と住民の安全確保及び避難後の生活に重点をおき、避難、救助の実施について定めることとする。

1 避難誘導

住民等の避難誘導は、町職員、消防団員、警察官、消防署員等が実施するが、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

(1) 避難の方法

ア 地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難指示等の発令があった場合において、可能な限り集団避難方式により段階的に避難場所へ避難させるものとする。

イ 要配慮者利用施設管理者は、地域住民の協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。

ウ 町から避難指示等がなかった場合においても、住民はラジオ等の災害報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所へ避難するものとする。

(2) 避難路の確保

ア 避難路の整備

イ 落下物、障害物対策の充実

ウ 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、自主防災組織等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(3) 要配慮者等への対応

避難については、特に、高齢者、障害者等要配慮者及び要言語支援外国人等の避難に配慮する。

2 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区において、また災害の種類、規模に

より様々である。

したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項を事前、事後に行うものとする。

- (1) 家から最も近い一時避難場所を確認するほか、指定緊急避難場所及び指定避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路も複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 一時避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておくものとする。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い指定緊急避難場所及び指定避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 要配慮者に対しては日ごろから避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ、周知徹底しておくものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

3 住民、自主防災組織等の救助活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れが予想されるため、住民、自主防災組織等は、関係機関と協力して、次のとおり救助・救急活動を実施するものとする。

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報するものとする。

(2) 初期救助・救急活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたるものとする。

また、住民、自主防災組織等は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたるものとする。

(3) 消防機関等への協力

初期救助・救急活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力するものとする。

4 町、消防機関の救助活動

町、大泉消防署は、大泉警察署等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救助・救急活動を実施する。

(1) 災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助対象者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民等の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

- (2) 救助活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、消防相互応援協定に基づき近隣市町村等に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の要請依頼を行い、救助活動に必要な体制を確保するものとする。

第2 指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

担当 企画班、健康福祉班、住民経済班、教育班

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(館林行政県税事務所)を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、大泉警察署、大泉消防署等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

町は、大規模な地震が発生した場合には、速やかに職員を派遣し、指定避難所を開設するものとする。

- (1) 町は、あらかじめ指定した指定避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 町は、災害の規模や予測される避難機関等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設するものとする。
- (3) 町は、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確保の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等多様な避難場所の確保に努めるものとする。
- (4) 町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等により円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県(館林行政県税事務所)を経由して危機管理課、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、大泉警察署、大泉消防署等に連絡するものとする。
- (5) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれている場合は、当該地域に指定避難所を設置・

維持することの適否を検討するものとする。

- (6) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

資料編 ○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

2 管理責任者の配置

町は、指定避難所を開設したときは、当該避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

管理責任者は主に施設の長とする。

3 避難者の保護

指定避難所を開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者の保護にあたるものとする。

(1) 避難者の保護

ア 救護所の設置を行うものとする。

イ 避難場所が学校である場合は、立入禁止区域を設定し、学校機能の回復を図るため、避難者と児童、生徒との住み分けを図るものとする。

ウ 上下水道施設の損壊により、断水や汚水の排除ができなくなった場合は、給水、排水対策を行う。

エ 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。

オ 指定避難所の運営では、避難者、住民等の協力を得られるよう努めるものとする。

(2) 帰宅困難者

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保するものとする。

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や必要に応じて徒歩帰宅者への避難所の提供等を実施するものとする。

(3) 動物の適正な飼養

町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

4 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

5 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 収容する避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合う人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な収容人数の確保に努める。

イ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ指定避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。

ウ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 水、食料その他生活必需品の配給については、平等かつ効率的な配給に努める。

カ 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ要配慮者関連施設への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

9 男女のニーズの違いへの配慮

町は、指定避難所の運営にあたっては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

ア 指定避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

イ 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。

ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ プライバシーを確保するために間仕切り等を配置する。

オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

キ 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。

ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。

ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう務める。

10 在宅被災者への配慮

町は、ライフラインの途絶等により指定避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

11 指定避難所の早期解消

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、指定避難所の早期解消に努めるものとする。

第3 応急仮設住宅等の提供

担当 防災総括班、都市建設班

風水害等対策編第4章第7節第3「応急仮設住宅等の提供」に定めるところによるが、大地震発生後における同等の地震等に伴う倒壊等の二次災害を防止するため、被災建築物の危険度判定について定めるものとする。

1 被災建築物の危険度判定

(1) 防災活動拠点への措置

町は、町災害対策本部や指定避難所等防災活動拠点となる施設について、必要により速やかに応急危険度判定を実施するものとする。

(2) 住民への広報活動等

町は、住民に対して、広報車の巡回等により、二次災害である被災建築物の倒壊の危険性及び事故防止等に関する広報を実施するものとする。

(3) 応急危険度判定士の確保

応急危険度判定資格者により判定を行うものとするが、応急危険度判定士が不足する場合は、隣接市町村及び県へ要請し、応急危険度判定士の確保に努めるものとする。

(4) 応急措置

応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

第4 広域的避難収容

担当 防災総括班、健康福祉班

風水害等対策編第4章第7節第4「広域一時滞在」を準用する。

第5 広域避難者の受入れ

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班

風水害等対策編第4章第7節第5「広域避難者の受入れ」を準用する。

第6節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班

第1 食料の供給

担当 防災総括班、健康福祉班、住民生活班

風水害等対策編第4章第8節第1「食料の供給」を準用する。

第2 飲料水の供給

担当 防災総括班、都市建設班

風水害等対策編第4章第8節第2「飲料水の供給」を準用する。

第3 生活必需品等の供給

担当 防災総括班、健康福祉班、住民経済班

風水害等対策編第4章第8節第3「生活必需品等の供給」を準用する。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

担当 防災総括班、健康福祉班、都市建設班、消防班

第1 防疫・保健衛生

担当 健康福祉班、都市建設班

風水害等対策編第4章第9節第1「防疫・保健衛生活動」を準用する。

第2 清掃活動

担当 都市建設班

ごみ及びし尿の対策については、風水害等対策編第3章第9節第2「清掃活動」を準用するものとするが、震災により、広域的に大量に発生する廃木材、コンクリートがら等の災害廃棄物の処理対策については、風水害等対策編第5章第2節「原状復旧」によるものとする。

第3 障害物の除去

担当 都市建設班

風水害等対策編第4章第9節第3「障害物の除去」を準用する。

第4 行方不明者の搜索及び遺体の処置

担当 防災総括班、都市建設班、消防班

風水害等対策編第4章第9節第4「行方不明者の搜索及び遺体の処置」を準用する。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

担当 防災総括班

第1 広報活動

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第10節第1「広報活動」に定めるところによるが、大規模な災害になるほど住民への情報提供が困難になるので、町は、使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行うものとする。

1 住民への広報

震災時に有効と思われる情報手段としては、次のようなものがある。

伝達手段	種別	特 色
広報車	(被)(生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	(生)(安)	各指定避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生)(安)	各指定避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	(生)(安)	指定避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット	(被)(生)(安)	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
携帯電話	(被)(生)(安)	時間、場所、状況を問わず情報交換が可能

(被) 被害状況 (生) 生活情報 (安) 安否情報

2 広報内容

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報する。

発生した地震の震源・規模 被害状況 二次災害の危険性 地震の可能性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況
--	---

3 災害用伝言ダイヤル等の活用

地震発生時には東日本電信電話(株)が、電話がかかりにくい場合でも、罹災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板サービス」、「災害用伝言板(web 171)」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

4 要配慮者等への配慮

視聴覚障害者や要言語外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、次の事項に留意し適切な情報提供に配慮するものとする。

- (1) 出火防止、初期消火の呼び掛け
- (2) 警察の行う災害警備活動に伴う広報
- (3) 危険地域の住民に対する避難指示等の発令、避難措置の周知、避難の誘導
- (4) 各家庭に対する町の指定する場所への廃棄物の搬出
- (5) 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- (6) ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する住民への周知
- (7) 電信電話業者に支障を来たした場合等の住民に対する広報
- (8) 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近住民への避難の呼びかけ

第2 広聴活動

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第10節第2「広聴活動」を準用する。

第9節 施設、設備の応急復旧活動

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

第1 施設、設備の応急復旧

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

風水害等対策編第4章第11節第1「施設、設備の応急復旧」を準用する。

第2 公共土木施設の応急復旧

担当 住民経済班、都市建設班

風水害等対策編第4章第11節第2「公共土木施設の応急復旧」を準用する。

第3 電力施設の応急復旧

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第11節第3「電力施設の応急復旧」を準用する。

第4 ガス施設の応急復旧

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第11節第4「ガス施設の応急復旧」を準用する。

第5 上下水道施設の応急復旧

担当 都市建設班

風水害等対策編第4章第11節第5「上下水道施設の応急復旧」を準用する。

第6 電気通信設備の応急復旧

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第11節第6「電気通信設備の応急復旧」を準用する。

第10節 二次災害の防止活動

担当 防災総括班、都市建設班、住民経済班、消防班

大地震発生後における同等の地震又は降雨等による水害、大地震発生後における同等の地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1 水害対策

担当 都市建設班、消防班

- 1 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者は、大地震発生後における同等の地震あるいは降雨等による二次的な水害の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行うものとする。
- 2 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

第2 建築物・構造物の倒壊

担当 都市建設班

町は、大地震発生後における同等の地震による建築物等の倒壊に関して、県から応急危険度判定士の派遣を受け、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

第3 空家の二次災害対策

担当 都市建設班

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第4 危険物、有害物質等による二次災害対策

担当 防災総括班、都市建設班、消防班

- 1 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、大泉消防署、大泉警察署等に連絡するものとする。
- 2 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏洩のおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、大泉消防署、大泉警察署等に連絡するものとする。
- 3 町は、県、大泉消防署、大泉警察署の協力を得て、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の情報を把握し、緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第11節 自発的支援の受入れ

担当 企画班、健康福祉班、会計班、教育班

第1 ボランティアの受入れ

担当 企画班、健康福祉班

風水害等対策編第4章第12節第1「ボランティアの受入れ」を準用する。

第2 義援物資、義援金の受入れ

担当 健康福祉班、会計班、教育班

風水害等対策編第4章第12節第2「義援物資・義援金の受入れ」を準用する。

第12節 その他の災害応急対策

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班

第1 要配慮者利用施設の災害応急対策

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班、教育班

風水害等対策編第4章第13節第2「要配慮者利用施設の災害応急対策」を準用する。

第2 学校の災害応急対策

担当 教育班

風水害等対策編第4章第14節第2「学校の災害応急対策」の定めるところによるが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

学校は、各学校の防災計画に基づき活動するものとするが、特に以下の事項につき注意を払うものとする。

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒在校中	(1) 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 (2) 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所(給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等)について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 (3) 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。 (4) 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を指定緊急避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 (5) 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況については必ず報告するものとする。
児童・生徒不在中	(1) 防災業務の分担 災害の状況に応じ各学校の防災計画に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 (2) 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。 (3) 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

(2) その他事前計画の必要な事項

指定避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておくものとする。

ア 指定避難所の運営における教職員の役割及び町災害対策本部との連携

イ 児童・生徒の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

(3) 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童・生徒がとる基本的な行動を例示したものである。児童・生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図るものとする。

	児童・生徒の行動
登下校時	・登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ・交通機関利用生徒等は、駅員等の指示に従う。 ・在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童・生徒は、直ちに指定避難所へ避難する。 【地震発生時の注意点】 ・できるだけ安全な空間を確保する。 ・カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 【避難時の注意点】 ・古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ・崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ・プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれている、ひび割れているところは、速やかに遠ざかる。 ・火災現場から遠ざかる。 ・狭い道路はできるだけ避けて通る。 ・倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。 〔教室〕 ・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 〔廊下・階段〕 ・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 〔グラウンド〕 ・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 ・教室・校舎には戻らない。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。
校外活動時	基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。 〔所属校から離れている場合〕 ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については地元市町村の指示に従う。 ・山崩れ、崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 〔所属校に近い場合〕 ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 【注意点】 ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。

部 活 動 時	〔校内の場合〕 ・ 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・ 1人で勝手に行動しない。 ・ 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・ 帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。 〔校外の場合〕 ・ 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・ 合宿地等が山崩れ、崖崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。
------------------	---

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第3 文化財施設の災害応急対策

担当 教育班

風水害等対策編第4章第14節第3「文化財施設の災害応急対策」を準用する。

第4 動物愛護

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第14節第4「動物愛護」を準用する。

第5 労働力の確保

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第14節第5「労働力の確保」を準用する。

第6 災害救助法の適用

担当 防災総括班

風水害等対策編第4章第14節第6「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

担当 防災総括班

風水害等対策編第5章第1節「復旧・復興の基本方向の決定」を準用する。

第2節 原状復旧

担当 防災総括班、財務班、住民経済班、都市建設班

風水害等対策編第5章第2節「原状復旧」を準用する。

第3節 計画的復興の推進

担当 防災総括班、都市建設班

風水害等対策編第5章第3節「計画的復興の推進」を準用する。

第4節 被災者等の生活再建の支援

担当 防災総括班、企画班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班

風水害等対策編第5章第4節「被災者等の生活再建の支援」を準用する。

第5節 被災中小企業等の復興の支援

担当 防災総括班、住民経済班

風水害等対策編第5章第5節「被災中小企業等の復興の支援」を準用する。

第6節 公共施設の復旧

担当 防災総括班、財務班、健康福祉班、住民経済班、都市建設班、教育班、消防班

風水害等対策編第5章第6節「公共施設の復旧」を準用する。

第7節 激甚災害法の適用

担当 防災総括班

風水害等対策編第5章第7節「激甚災害法の適用」を準用する。

第8節 その他の被災者保護

担当 防災総括班、企画班、健康福祉班

風水害等対策編第5章第8節「その他の被災者保護」を準用する。